

川崎市食の安全確保対策懇談会公募市民委員選考委員会設置要領

(目的および設置)

第1条 川崎市食の安全確保対策懇談会委員選任要領第4条に基づき、市民公募による選考を行うために設置する川崎市食の安全確保対策懇談会公募市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、公募した市民のうちから川崎市食の安全確保対策懇談会委員を選考する。

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 経済労働局産業政策部長
- (2) 経済労働局産業政策部消費者行政センター室長
- (3) 経済労働局都市農業振興センター農業振興課長
- (4) 健康福祉局保健医療政策部担当課長〔食品安全〕
- (5) 教育委員会事務局健康給食推進室担当課長〔学校給食〕

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員長は経済労働局産業政策部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、経済労働局消費者行政センターにおいて処理をする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。